

時代はスマート化に、そして次のAI/IoTに向けて

AI(人工知能)やIoT(モノのインターネット)で世間は騒がしい。近未来に機械が人の仕事の半分を奪うという研究もある。囲碁は人よりAIのほうが強くなった。プロ顔負けの作曲をするAIも現れた。私が座長を務める政府・知財本部の委員会でも、AIが作る音楽などの作品に権利を与えるかどうか、熱く論議されている。

私が文化審議会の私的録音録画補償金を巡る議論に参加していたのはもう12年前になる。それから制度は動いていない。だが、事態は一変した。当時、PC・ハードディスクとCD・DVDを念頭に置いていた世界のコンテンツ消費は、スマホ+クラウド+ソーシャルからなる「スマート」へと軸を移した。ビジネスの体重はサブスクリプションやライブへとかかる。日本の業界にも波は来る。そしてAIやIoTなど、メディアは早くもスマートの次のステージに移るといふのだ。

だからといって必ずしも危機というわけではない。例えば、音楽。若い世代は、スマート化で大量の音楽に接し、楽しむ機会を増やしている。私の世代よりカジュアルで自然に音楽をまわっているように見える。タダで消費されたりするから商売にとって具合は悪いが、「音楽」にとってはチャンスなの

ではないか。

西海岸のあるミュージシャンが話していた。欧米なら3コードで済ます曲をJ-POPは何十個もコードを使う。そんな豊かな音楽に憧れる、と。そう、日本の音楽は土壌が豊かで、競争力はある。技術を使ってこれを世界に展開していきたい。

そこで著作権をどう考えるか。制度を巡る議論は今も盛んだ。TPPの妥結で保護期間延長などの措置がとられる。政官ではフェアユースに関する議論も進められている。しかし、どういう結論に至ろうと、さしたることはあるまい。先人の知恵と努力で練り上げられた著作権の制度に多少手が入ったところで、もはや抜本的に環境が変わるといふ事態は考えにくい。

それよりも、グーグルやアップルやアマゾンがどういう戦略を取るのか。映像配信サービスはテレビの牙城にどう攻めこむのか。スマート化やAIは若い世代の視聴行動にどう影響するのか。これらは一国の制度などおかまいなしに、著作権ビジネスを根底から塗り替える。

私はもともと制度屋だが、今は制度の議論にばかり時間を費やしては行かない。それよりも、今ある枠組みでいいから、それを使って、スマート時

代、AI時代の著作権の世界をどう広げるかにエネルギーを注ぎたい。

このところ政府もコンテンツ支援に熱心で、海外展開向けの大型ファンドを作ったり、海賊版対策に力を入れたり、アクションに重きを置いている。昨年のクールジャパン戦略推進会議では、コンテンツ分野は音楽に焦点を当てた施策が論じられた。いい方向だと思う。

東京オリンピックを迎える2020年に向けて、東京・竹芝の国家戦略特区にデジタルやコンテンツの産業集積地を作る構想「CiP」が進められている。業界が中心となり、政府とも連携して、そこに音楽のデータベースやアーカイブを作るプランも動いている。民間としてもこのような機運を活かして、ビジネス実験、異業種連携、インフラ整備などをできるだけ進めておきたい。

スマートからAI/IoTへと舞台は動く。対応次第でチャンスにもなれば、ピンチにもなる。制度を考えている間に、ビジネスは終わってしまう。先を見通して手を打っておくべき時期だろう。

慶應義塾大学大学院
メディアデザイン研究科 教授

中村 伊知哉

Nakamura Ichiya

● 巻頭メッセージ

時代はスマート化に、そして次のAI/IoTに向けて …… 1

●● 特集

デジタル音源を間接使用した公演に対する実演家らの補償請求権の成立を認めた事案について ~韓国大法院の判例から …… 2
デジタル・ネットワークと放送 …… 4
TPPに伴う著作権法改正法案について …… 6

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

77プラ ニュース

V O L . 8 0

M A Y . 2 0 1 6

C O N T E N T S

デジタル音源を間接使用した公演に対する実演家らの補償請求権の成立を認めた事案について

～韓国大法院の判例から

デジタル音源の使用が一般化されてきている韓国で、最近、最高裁判所である大法院が、デジタル音源を間接使用した公演に対する実演家及びレコード製作者（以下、両者を合わせて「実演家ら」という）の補償請求権の成立を認める判決を下した^{*1}。大法院は、対価を支払ってストリーミング方式でデジタル音源の伝送を受信し、それをリアルタイムで売場に流していたデパート運営者の行為が、韓国著作権

法上の販売用レコードを使用した公演に該当するとし、デパート運営者に、実演家らに対し、公演補償金を支払う義務があるとの控訴審の判断を是認したのである。そこで、本稿ではまず韓国における実演家らの公演に関する権利について概観し、上記大法院判決の概要を紹介する。

韓国・法務法人(有限)太平洋 韓国弁護士
金 相煥

韓国における実演家らの公演に関する権利

ア 実演家の公演権

韓国著作権法上、「公演」とは、著作物又は実演・レコード・放送を上演・演奏・歌唱・口演・朗読・上映・再生その他の方法で公衆に公開することをいい、同一の者の占有に属する連結された場所内において行われる送信（伝送を除く）を含むとしている（第2条第3号）。

韓国は、2006年12月に「実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約」（WPPT）等の国際条約に加入する措置の一環として、著作隣接権の保護を強化する等の目的で、既存の著作権法を全面改正し、実演家に、放送される実演を除く、固定されていない実演（生実演）を公衆に公開する公演権を付与した（第72条）。一方、上記改正法では、レコードを使用した公演について、レコード製作者には何の権利をも付与しなかった。

つまり、上記改正法の下では、固定された実演又はレコードを使用した公演について、実演家らは、何の権利をも有していなかったことになる。

イ 実演家らの公演補償請求権

以降、実演の固定されたレコードを使用した公演のため、実演家は、生実演の機会が失われ、レコード製作者は、レコードの販売が減少し、それぞれ経済的な損失を被ることになる点、韓国も国際的なレベルに相応する保護を実演家らに

与える必要がある点等が指摘され、韓国著作権法上、実演家らに公演補償請求権を付与すべきとの主張が、度々提起されてきた^{*2}。

そして、韓国は、2008年12月18日に、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」（ローマ条約）及びWPPTについて、それぞれ加入書を寄託した。ローマ条約及びWPPTは、2009年3月18日に、韓国において発効したが、ローマ条約第12条及びWPPT第15条第1項にそれぞれ定められている放送又は公衆への伝達に対する報酬請求権の規定について、韓国は、ローマ条約第16条第1項(a)(ii)及びWPPT第15条第3項に基づいて、上記報酬請求権に関する規定を、商業目的で発行されたレコードを放送又は有線送信（インターネットを通じた送信は含まない。）に使用する場合に限り^{*3}、それぞれ適用すると留保宣言した。

このような状況の中で、デジタル及びインターネット技術環境の変化による著作物等の利用環境の変化を反映し、著作隣接権等の権利を国際規範に合わせて保護するために、2009年3月の著作権法一部改正^{*4}により、販売用レコードを使用して公演をする者は、相当な補償金を、実演家らに支払わなければならないとの販売用レコードを使用する公演に対する補償請求権の規定（第76条の2、第83条の2）が新設された。

韓国著作権法は、「レコード」を、「音（音声・音響をいう。）が有形物に固定

されたもの（音が映像と共に固定されたものを除く。）を言う。」と定義しているが（第2条第5号）、「販売用レコード」については、定義していない^{*5}。

ところで、韓国著作権法では著作権者の公演権の制限事由の一つとして、聴衆や観衆から当該公演に対する反対給付を受け取らない場合であって、著作権法施行令で定める例外^{*6}に該当しない限り、販売用レコード又は販売用映像著作物を再生して公衆に公演することができると規定されている（第29条第2項）^{*7}。この第29条第2項における「販売用レコード」の意味について、大法院は、往々にして著作権者の正当な利益を不当に害するおそれがあるので、同条第2項の規定に基づいて著作物の自由利用が許容される条件は厳格に解する必要があることなどを理由に、同条第2項における「販売用レコード」とは、市販の目的で製作されたレコードを意味するものと限定して解するのが相当であると判示していた^{*8}。

本大法院判決の概要

ア 事実の概要

デパートを運営している被告は、レコード製作者からデジタル音源の提供を受けてそれを音源データベース（DB）に保存・管理・サービスしている訴外K社に、毎月、音楽サービス利用料を支払って、訴外K社からストリーミング方式で

伝送された当該音源を、リアルタイムでデパート内の売場に流していた。

訴外K社は、被告から受け取った音楽サービス利用料の一部を、実演家らの各著作隣接権の信託管理及び補償金徴収・分配業務を遂行している原告ら^{*9}にデジタル音声送信補償金という名目として支払ってきたが、このデジタル音声送信補償金に公演補償金は含まれていなかった。

こうした理由から、原告らは、被告に対し、韓国著作権法第76条の2第1項により実演家に、第83条の2第1項によりレコード製作者に、それぞれ支払わなければならない公演補償金の支払を、ソウル中央地方法院に求めた。

イ 主な争点及び当事者の主張

被告の行為は、著作権法第76条の2、第83条の2各所定の「販売用レコードを使用した公演」に該当するのか。

原告らは、各条所定の「販売用レコードを使用した公演」には、販売用レコードを物理的に直接再生する場合だけでなく、販売用レコードに収録されている音源をデジタルに変換した音楽ファイルを使用する場合も含まれるべきであると主張した。

これに対し、被告は、著作権法第76条の2、第83条の2における「販売用レコード」も著作権法第29条第2項における「販売用レコード」と同様に「市販の目的で製作されたレコード」と限定して解すべきであり、「販売用レコード」に該当するか否かは、レコードに収録されている音が販売用なのか否かではなく、当該レコードが販売用であるか否かにより判断すべきところ、有形物のレコードを使用しなければ、販売用レコードを使用したと解される余地がないと主張した。

ウ 判旨

第一審は、該当しないと判断し、原告らの請求をいずれも棄却したが、控訴審は、該当すると判断し、一審判決を一部取消し、原告らの請求を一部認容した^{*10}。そして上告審は、控訴審の判断を是認し、被告の上告を棄却した。

各審の判断理由の概要は、次のとおりである。

第一審：著作権法上「販売用レコード」の概念を統一的に解する必要がある、著作権法第29条第2項における「販売用レコード」は、市販の目的で製作されたレ

コード、つまり市販用レコードに解するべきところ、著作権法第76条の2、第83条の2における各「販売用レコード」も、市販用レコードと解するのが相当である。

デジタル音源を保存した、訴外K社のDB装置自体は、市販用ではないから、販売用と見るのは難しい。

控訴審：著作権法第76条の2、第83条の2の各規定の内容と趣旨、WPPT第15条第1項、第4項の各規定と立法経緯等を理由に、「販売用レコード」は必ず一般公衆を対象に販売されることを目的とした「市販用レコード」に限定されない。したがって、特定の対象または範囲を限定して販売されたレコードをはじめ、いかなる形であれ販売を通じて取引に提供されたレコードは全て「販売用レコード」に含まれると解するのが相当である。

デジタル音源は、訴外K社のDBに固定され、音楽サービス利用料の一部として、原告らにデジタル音源送信補償金という反対給付も支払われているので、販売用レコードと見るべきである。

そして、被告の受信した当該デジタル音源が販売用レコードであることは変わらない。

上告審：著作権法が実演家らに販売用レコードの公演に対する補償請求権を与えているのは、販売されたレコードが通常予定されている使用範囲を超えて公演に用いられる場合、それによって実演家の実演機会及びレコード製作者のレコード販売機会が不当に失われる恐れがあるから、その部分を補償するところに、その目的がある。

このような上記各規定の内容と趣旨等に照らせば、「販売用レコード」には、不特定多数人に販売する目的で製作されたレコードだけではなく、いかなる形であれ販売を通じて取引に提供されたレコードが全て含まれ、「使用」には、販売用レコードを直接再生する直接使用だけでなく、販売用レコードをストリーミングなどの方式を通じて再生する間接使用も含まれると解するのが相当である。

訴外K社がデジタル音声送信補償金を支払ってレコード製作者から提供を受けたデジタル音源は、著作権法第76条の2第1項、第83条の2第1項における「販売用レコード」に該当し、被告が上記デジタル音源を訴外K社からストリーミング

方式で受信して、売場に流し、間接使用したのは、販売用レコードを使用して公演する行為に該当する。

本大法院判決の意義

本大法院判決は、韓国著作権法が実演家らに公演補償請求権を付与している趣旨等に照らして、「販売用レコードを使用した公演」を広く解することにより、デジタル環境での実演家らの権利保護を図ったところに、その意義があると言える。

日本では、TPP協定に対応するために^{*11}、配信音源を商業用レコード二次使用料の対象とする著作権法改正案が、国会に提出されている。しかしながら、日本著作権法では、韓国著作権法が定める実演家らの公演補償請求権に該当する権利は認められていない。このような日本において、公演補償請求権に関する韓国著作権法の規定及び本大法院判決は参考になるのではないかと思われる。

※1：大法院2015年12月10日宣告2013ダ219616判決

※2：2008年11月14日に提案された著作権法一部改正法律案の原案（議案第1802049号）の提案理由参照

※3：「官報」（2009年3月13日付第16961号）46頁、62頁各参照

※4：前掲注2）の原案における支払義務者の明確化等のために代案（議案第1803945号）が採択され成立した（原案は廃棄）。

※5：2016年3月22日の韓国著作権法改正により、レコードは音がデジタル化され有形物に固定されたものをも含むと明示的に規定し（第2条第5号）、公演補償請求権における「販売用レコード」をも商業的目的で公表されたレコードという意味の「商業用レコード」と規定することになった（第21条、第76条の2、第83条の2）。

※6：「流通産業発展法」別表による大型マート・専門店・デパート又はショッピングセンターで行う公演など（韓国著作権法施行令第11条）

※7：著作隣接権の制限にも準用されている（第87条第1項）。

※8：大法院2012年5月10日宣告2010ダ87474判決参照

※9：公演補償請求権は、文化体育観光部長官が指定した団体を通じてのみ行使することができる（第76条の2第2項、第83条の2第2項）、実演家においては社団法人韓国音楽実演者連合会が、レコード製作者においては社団法人韓国レコード産業協会が、それぞれ公演補償請求権を行使している。

※10：2010年1月1日から2011年12月31日までの間の被告の使用に対して、原告らの請求のうち、各117,640,000ウォン及びその遅延損害金の部分を認容。

※11：TPPに伴う日本著作権法改正につき、上野達弘「TPP協定と著作権法」ジュリスト第1488号58頁（2016）

デジタル・ネットワークと放送

開始から90年を迎えた「放送」。これまでラジオやテレビ放送、衛星放送の誕生、日本放送協会（NHK）や民間放送局の登場について振り返ってきた。最終回となる今回は、デジタル・ネットワークと放送について見ていく。

著作隣接権総合研究所
君塚陽介

放送とインターネット

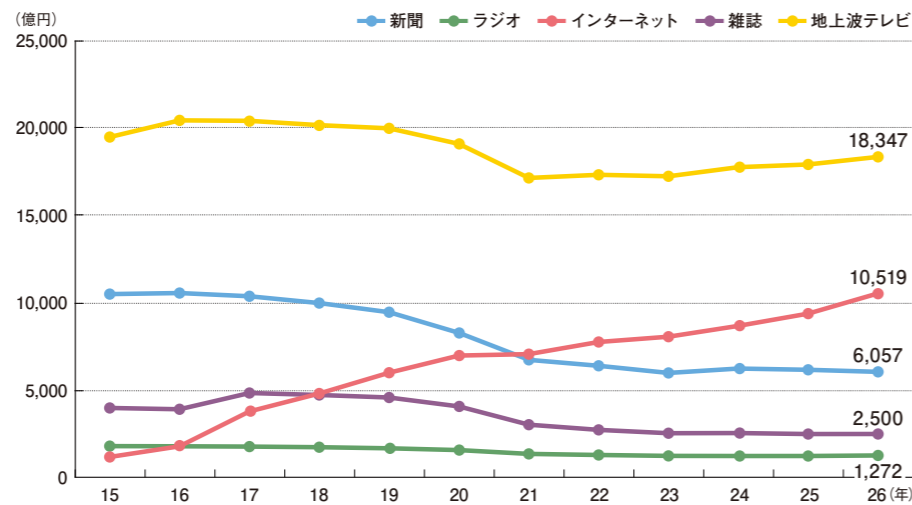
現在、「放送」は、どのような位置にあるのだろうか。

まず、広告費から見てみよう。地上波テレビの広告費は、一時期落ち込んだものの、微増傾向にあり、ラジオは減少傾向が続いている。他方、インターネットの広告費は増加傾向が続き、ラジオ、雑誌および新聞を抜き、地上波テレビの次の位置を占め、地上波テレビに迫りつつある(図1)。

次に、10代、20代の動向を見てみよう。平日において、1日に15分以上テレビ放送を見る率は減少傾向にある。他方、趣味・娯楽・教養目的でインターネットを利用する率は増加傾向にある(図2)。若い世代では、テレビよりもインターネットという傾向が高まっていると言えるだろう。このような広告費や10代、20代の動向を見ると、インターネットが、放送に迫っている状況が窺えよう。

このような中、放送局自身もインターネットを積極的に活用している。例えば、NHKによる「NHKオンデマンド」や、見逃し番組を一定期間無料で視聴できる、在京民間テレビ放送局5社によるポータルサイト「TVer(ティーバー)」が登場し、様々な有料動画配信サービスでも放送番組が展開されている。放送で

図1 メディアにおける広告費の推移^{*1}



は、放送局が予め編成した放送時間に沿って、番組表通りに視聴することになるが、インターネットでは、好きな時間に視聴することができる。放送局がインターネットで展開するサービスには、見逃した放送番組を、インターネットで視聴してもらい、本放送を視聴してもらいたいとの狙いもあるようだ。

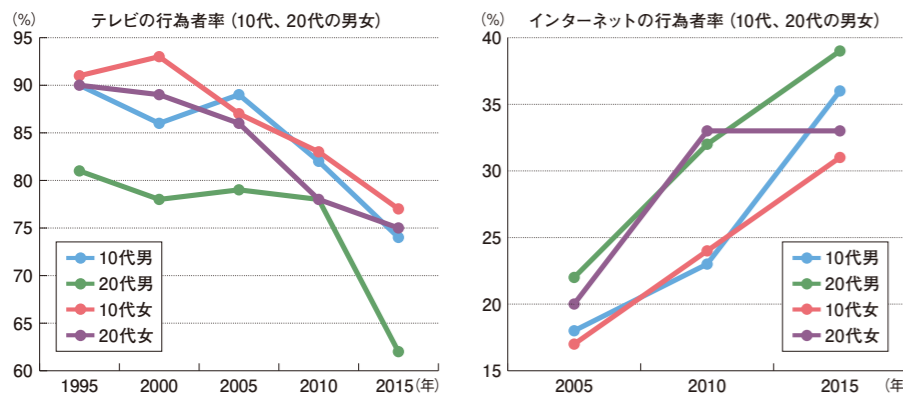
インターネットのはじまり

では、インターネットの始まりは、どのようなものであったのだろうか^{*3}。インターネットの技術的起源は、1969年にアメリカ国防総省高等研究計画局が、実

験用に大学との専用回線を結んだ広域分散型コンピューター・ネットワークにある(ARPANET)。その後、学術研究目的とするNSFNETへと移行し、今日のインターネットへと発展する。わが国でも、1984(昭和59)年に、慶応義塾大学など大学間を接続したJUNETが構築される。

1989(平成元)年に日本のコンピューター・ネットワークがNSFNETに接続され、わが国におけるインターネットが開始される。さらに、相互のネットワークでやり取りを可能にする共通の通信規格の登場により、誰もが接続できるネットワークとなり、1993(平成5)年には一般にも無料で開放され、WWWブラウザを利用することによって、文字情報、音声、画像、データ等を容易に伝送できるようになる。インターネットの利用者は、世界中のネットワークにアクセスして、情報を閲覧するだけではなく、自らホームページを開設して、情報発信が可能となった。こうしてインターネットは、誰もが自分の好みに応じた情報の探索、収集、発信、交換をすることができる双方向性の特徴をもった新たなメディアとして確立したのである。

図2 10代、20代のテレビとインターネットの行為者率^{*2}



放送のデジタル化

インターネットの普及に前後して、放送自体も大きな転換期を迎える。地上波テレビ放送の完全デジタル化だ。2011(平成23)年7月24日、東日本大震災による被災三県(岩手県、宮城県および福島県)を除き、地上波テレビ放送の完全デジタル化は実現されることになる。

政府が、地上波テレビ放送のデジタル化計画を発表した1998(平成10)年10月の「地上デジタル放送懇談会」の報告書がある^{*4}。この報告書では「高画質なデジタル放送が可能」や「一定の伝送帯域幅のもとで高精細番組または複数番組の伝送が可能」などデジタル技術により実現される放送のイメージを掲げている。

このようなイメージは、この報告書から10年以上経った現在から見ると、例えば、4K/8Kのような高画質サービスや、地上波テレビ放送のサブチャンネルやワンセグ放送などのサービス、地上波テレビ放送のデジタル化に伴い空いた周波数帯を利用したマルチメディア放送サービスとして実現されていることが分かる。

デジタル技術では、ひとつひとつのデータを圧縮して、大量のデータを送ることができる。これによって限られた周波数帯において、複数のチャンネルを設けたり、容量の大きい高画質のデータを送ることを可能にしたのだ。

放送のデジタル化による法制度への影響

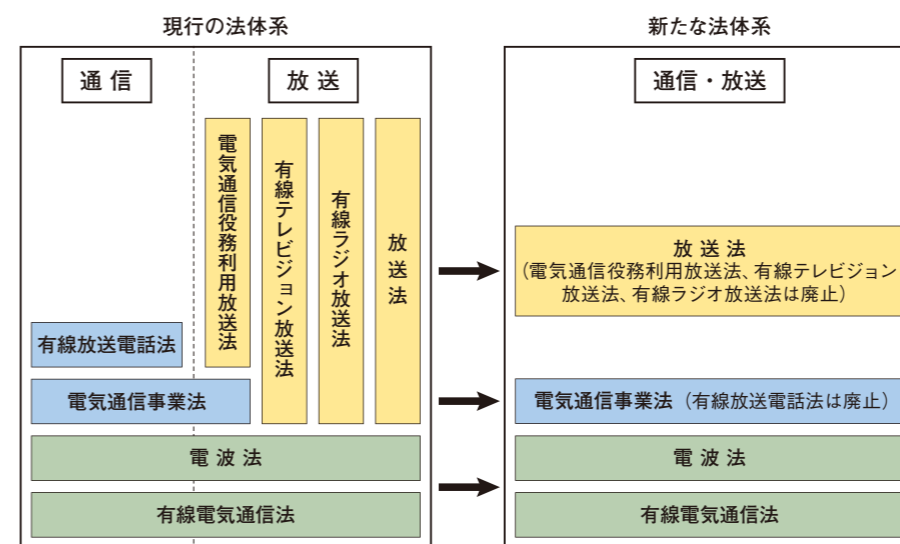
(1) 放送法の改正

放送のデジタル化が進む中で、制度面でも大きな転換期を迎える。2010(平成22)年の放送法改正だ。1950(昭和25)年に放送法が成立すると、有線ラジオ放送法(1951(昭和26)年成立)、有線テレビジョン放送法(1972(昭和47)年成立)および電気通信役務利用放送法(2001(平成13)年成立)と、いわば「接ぎ木」された法体系を有していた。そこで、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合したのである(図3)。

(2) 著作権法の改正

地上波テレビ放送の完全デジタル化は、平成18年著作権法改正をもたらした^{*6}。すなわち、地上波デジタル放送への完全移行に当たり、難視聴地域に対する補完路として、有線放送による同時再送信と並び、IPマルチキャスト放送による同時再送信に、その役割が期待された。しかしながら、IPマルチキャスト放送は、著作権法上の「自動公衆送信」に当たるため、有線放送と比べて広範な権利処理を行う必要があった。そこで、著作権法上の取り扱いが見直され、有線放送による放送の同時再送信について実演家らに対して報酬請求権を付与するとともに、有線放送とIPマルチキャスト放送の著作権法上の取り扱いの統一が図られたのである(著作権法95条、97条、94条の2、102条参照)。

図3 通信・放送法体系の見直し^{*5}



また、平成22年放送法改正により、著作権法における放送事業者の権利も見直された^{*7}。すなわち、放送法改正により、有線放送事業者とIPマルチキャスト放送事業者の位置付けが見直され、共に放送法上の「一般放送事業者」と扱われ、同時再送信義務に服することになった。そこで、放送を受信して自動公衆送信を行う者が、法令の規定により行わなければならない自動公衆送信に係る送信可能化については、適用しないこととした(著作権法99条の2第2項)。

デジタル・ネットワークと放送、そしてこれから

技術的な歴史を遡れば、放送も、インターネットも、一対一を基本とする通信から誕生し、発展していった。放送はマスメディアとして、インターネットは双方向性をもったメディアとして発展を遂げたのである。ただ、例えば、放送と同時のインターネット送信(サイマルキャスト)は、ラジオ放送のサービスで既に実現されているし、テレビ放送のサイマルキャストについても実証実験などが行われている。放送でも、インターネットでも、ほぼ同じ内容が、同時に視聴できるようになる。その境目は曖昧になりつつあるのだ。

放送のデジタル化・ネットワーク化は、多チャンネルや高画質といった新たなサービスを生み出し、制度的には、放送法改正をもたらした、著作権法にも影響を与えた。放送開始から100年を迎えるとき、デジタル・ネットワークの放送は、次のステップに進んでいるかも知れない。

※1: 総務省「放送を巡る諸課題に関する検討委員会(第1回)」(2015年11月2日) 配布資料「放送の現状」より。数値出典は「平成26年(2014年)日本の広告費」(株電通)による。
 ※2: NHK放送文化研究所「2015年国民生活時間調査報告書」(平成28年2月) 8頁、24頁を基に作成。
 ※3: 以下は、藤竹暁編「図説日本のメディア」181頁以下(古川良治)(NHK出版、2012)を参考にした。
 ※4: 報告書は、郵政省放送行政局監修「地上デジタル放送懇談会編「テレビ・ラジオのデジタル進化論—地上波デジタルのすべて」(クリエイト・クルーズ、1999)に所収。
 ※5: 総務省による資料を基に作成。
 ※6: 詳細については、文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律について」コピ551号22頁以下(2007)参照。
 ※7: 加戸守行「著作権法逐条講義[六訂新版]」649頁以下(著作権情報センター、2013)

平成28年度

実演家著作隣接権センター（CPRA）事業計画

実演家著作隣接権センター（CPRA）は、一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN及び一般社団法人映像実演権利者合同機構との協力関係に基づき、その業務基盤の整備を行い、実演家の権利擁護及び集中管理に係る専門機関として一層の充実を図るとともに、以下の権利処理及び調査研究広報活動を推進する。

1. 文化庁長官の指定に係る業務（指定団体業務）及びこれに準ずる業務を適正に実施する

- 1) 実演家に係る放送及び有線放送における商業用レコードの二次使用料につき、権利行使の受任、総額の取り決め及び徴収分配を行う。大手放送事業者との使用料交渉に係る調査研究を進める一方、小規模多数の放送事業者については徴収の効率化を図る。また、V-Low帯の携帯移動受信端末向け等新たな放送サービスへの対応を引き続き検討する。
- 2) 実演家に係る商業用レコードの貸与に係る報酬又は使用料につき、権利行使の受任、総額の取り決め及び徴収分配を行う。CDレンタル店舗数の減少と大手事業者による寡占化が進む状況に鑑み、CDレンタル市場に関する調査研究を継続して行うとともに、使用料滞納事業者への督促、法的措置を強化する。
- 3) 実演家に係る私的録音補償金の分配を行う。

2. 実演家の著作隣接権及び報酬請求権の処理に関する業務を適正に実施する

- 1) 商業用レコード実演の放送用録音につき、一任型管理事業として権利行使の受任、利用の許諾及び使用料の徴収分配を行う。
- 2) 放送番組に使用された商業用レコード実演の送信可能化につき、一任型管理事業として、権利行使の受任、利用の許諾及び使用料の徴収分配を行う。テレビ番組の配信については委任に基づき一般社団法人日本レコード協会を通じて徴収し、使用料の受領と分配を行う。
- 3) 新たな利用態様に対応して管理委託契約約款及び使用料規程の整備を行い、分配業務と連携し集中管理の範囲拡大に向けた更なる研究を進める。
- 4) 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（aRma）との協力関係を維持する。

3. 指定団体及び著作権等管理事業者として各種権利処理業務を適正に進めるために委任者の管理を的確に行う

- 1) 権利者団体及び関係諸団体との協力関係に基づき、新規の委任取得及び委任者の管理体制の整備を行う。
- 2) 諸外国の実演家権利集中管理団体との新規のオプション1協定（相互管理）締結に向けた交渉を開始するとともに、同協定締結団体に対し、国内で徴収した外国人実演家及び権利者のための使用料や報酬を分配するとともに、海外で発生したCPRA委任者の使用料や報酬の徴収を行う。また、増加傾向にある海外エージェントからの直接クレームに対する使用料等の分配を行う。
- 3) 業務管理システムの改修及び機能の充実を更

に進め、関連諸団体との委任情報の管理、情報の共有を強化する。

4. 実演家の権利拡大と集中管理に向けた調査研究を展開する

- 1) 今後拡大が予想されるインターネットを利用した音楽配信に対応するため、公衆への伝達権等について引き続き調査研究を行う。具体的には、クラウドロッカーサービスの集中管理、ウェブキャスト等の放送類似サービスの集中管理やサブスクリプションサービスからの対価還元への在り方等に重点を置き、配信専用音源と商業用レコードの関係といった継続的な課題にも取り組む。
- 2) 現在機能不全に陥っている私的録音録画補償金制度について、抜本的見直しを含めて新たな補償制度等の構築に引き続き取り組む。国際的な動向や過去の経緯を踏まえた調査研究を進めつつ、関連団体との連携を強化し、実演家への利益還元を目指して、制度の在り方等を検討する。
- 3) TPP協定が締結され、著作権分野における法改正の動きが活発化している一方、“柔軟な制限規定”導入を求める声も聞こえている。著作権法改正の動向に機動的に対応するとともに、保護期間の問題を中心とした関連諸制度についても調査研究を行う。
- 4) クール・ジャパン戦略をはじめとして、現在ASEAN等のアジア地域が注目されている。文化庁、WIPO、現地政府、団体等と連携した普及啓発活動を推進し、アジア地域の実演家の権利拡大を目指し、引き続き調査研究を行う。
- 5) 芸団協CPRAではこれまで、肖像パブリシティ権擁護監視機構の協力の下、実演家の肖像パブリシティ権の普及啓発活動及び不正使用者に対する停止活動等を行ってきた。同機構への支援を継続するとともに、実演家の権利等への理解を深め、クリエイターを尊重する気風を醸成することを目的に、子供及びその親を対象とした体験型の普及啓発活動を継続して実施する。

5. 権利拡大に係る運動、関係団体との協力、諸国会合への参加等を積極的に行う

- 1) 調査研究と広報活動を密接に連携させつつ、実演家の権利拡大に係る運動を展開する。関連して、私的録音録画補償金問題や保護期間延長に取り組んでいる文化芸術推進フォーラム（JASRAC、MPAや日本レコード協会等15団体によって構成）やCulture Firstへの参加協力を継続し、文化芸術振興議員連盟との連携を強化する。また、権利者団体との連携を強化して、著作権及び著作隣接権を巡る諸

問題の解決を目指す。

文化庁、総務省等をはじめとする政府、民間の諸会議に参加し情報収集等に努めるとともに、放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）等による、コンテンツ流通に関する様々な取組に参加協力する。

- 2) 前年度に引き続き、WIPOの条約会議、著作権等常設委員会（SCCR）等に参加するとともに、FIA、FIMへの寄附を継続し連携を維持しつつ、実演家等の国際機関が主催する会合、地域セミナー等への参加協力を行う。また、著作権法学会、ALAI及びALAI JAPAN（ALAI日本支部）等の学際的な場を通じて、理論的な側面から実演家の権利等について調査研究及び情報収集を行うとともに、国内外のネットワークの維持・強化に努める。
- 3) 著作権情報センターの会員として、同センターや政府等が実施する普及啓発や調査研究に係る事業への参加協力を継続する。文化庁やWIPOがアジア地域に向けて実施する著作権・著作隣接権制度の普及活動に協力し、国内外の関係機関によるセミナーなどへの参加及び研修員等の受入れを積極的に行う。

6. 実演の価値や実演家の権利、芸団協CPRAの活動等に対する理解を促進する広報活動を展開する

- 1) 機関誌「CPRAnews」を定期的に発行し、権利者、利用者、実務家、研究者及び政府関係者等に向けて、実演家の権利や芸団協CPRAの活動、徴収・分配の実態、実演家の権利をめぐるとる諸問題について理解を促進するための広報活動を行う。
- 2) 実演家の権利拡大等に向けた運動展開について支持を広く得るため、多彩なジャンルの実演の魅力のアピールしてきた「SANZUI」の刊行を、第10号（2016年5月発行予定）をもって一区切りとし、これまでの成果について検証しつつ、見直しを行う。
- 3) 平成26年度末に大規模リニューアルしたCPRAホームページや、メールニュースの配信等を活用し、広報活動を行う。また、「CPRAnews」や「SANZUI」等と関連付け、より多くの人に閲覧されるよう、ホームページにおける積極的な展開について検討し、実施する。
- 4) 実演家の権利等について普及啓発を行うため、関係団体と連携した広報活動を実施する。そのほか、必要に応じて実演家の権利や芸団協CPRAの活動等について、様々な方法により広報活動を行う。

以上

TPPに伴う著作権法改正法案について

去る3月8日、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）に伴う著作権法改正法案を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」が、国会に提出された。法律案の概要、要綱および新旧対照表などは、TPP政府対策本部のウェブサイトから閲覧可能となっている^{*1}。

著作権法改正法案には、①著作物、実演およびレコードの保護期間の延長（改正案51条、101条など）、②著作権等侵害罪の一部非親告罪化（改正案123条2項、3項など）、③アクセスコントロールの回避等に関する措置（改正案2条1項21号、113条3項など）、④配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与（改正案95条）、および⑤損害賠償に関する規定の見直し（改正案114条4項）が含まれている。また、施行期日

は、TPPが、わが国において効力を生じる日としている。しかしながら、TPPが発効するためには、TPPに参加するアメリカなどの批准が必要なため、現時点では不透明な状況だ。

とりわけ実演家の権利に関係する①実演の保護期間の延長、および④配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与に関する改正案は、下表のとおりである（下線が改正箇所）。

芸団協CPRAは、TPP締結に向けた著作権法整備の検討段階において、文化庁における著作権分科会の法制・基本問題小委員会第6回および第8回に意見書を提出し^{*2}、保護期間の延長や配信音源の二次使用に関する権利付与等について歓迎するとともに、実演の権利保護に関し、「音」と「映像」の実演を区別すべきではない旨述べている。

なお、同小委員会が取りまとめた『環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書』では^{*3}、TPPをひとつの契機として、より広い視点から著作権法制度等の見直しについて、加速していくことが適当とし、権利制限規定やライセンシング体制などの制度整備の在り方や権利情報の集約化など利用円滑化方策について引き続き検討を行い、結論の得られたものから順次所要の措置を講じるべきとしている。さらには、TPPを活用し、海外での新たな市場開拓等を目指す企業の後押しや、市場開拓の基礎となる知的財産の活用を促進するため、コンテンツの海外展開への総合的な支援を行うことが必要としている。

実演の保護期間の延長

改正案	現行
（実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間） 第百一条（略） 2 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもって満了する。 一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した時 二～四（略）	（実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間） 第百一条（略） 2 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもって満了する。 一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時 二～四（略）

配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与

改正案	現行
（商業用レコードの二次使用） 第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者（以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。）は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。第九十七条第一項及び第三項において同じ。）を用いた放送又は有線放送を行った場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。）には、当該実演（第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。）に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。 2～14（略）	（商業用レコードの二次使用） 第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者（以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。）は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。）には、当該実演（第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。）に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。 2～14（略）

※1：http://www.cas.go.jp/jp/tpp/torikumi/index.html#seibihouan ※2：意見書は、CPRAウェブサイトより閲覧可能（http://cpa.jp/info/2016/tpp.html）※3：報告書は、文化庁ウェブサイトの文化審議会著作権分科会（第43回）より閲覧可能（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/43/index.html）

文化庁・著作権分科会の動向 〔法制・基本問題小委員会〕

第8回(2月10日)及び第9回(2月24日)が開催された。『環太平洋パートナーシップ(TPP)協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書』のほか、新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチームも含めた審議経過を取りまとめた。

〔著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会〕

第4回(1月29日)及び第5回(2月22日)が開催され、椎名和夫芸団協常務理事が委員として出席。音楽・映像コンテンツに係る流通実態の把握するため、事業者等に対するヒアリングが実施された。また、昨年度、JASRAC、日本レコード協会及び芸団協CPRAが共同で提案したクラウドサービス等に係る円滑なライセンス体制の進捗状況について報告があった。最後に、審議経過を取りまとめた。

〔国際小委員会〕

第3回(2月12日)が開催され、松武秀樹芸団協常務理事が委員として出席。WIPOにおける最近の動向に関する報告のほか、文化庁の海賊版対策の取組状況、著作権の消尽に関する国際的な動向について報告があり、今年度の審議経過を取りまとめた。

〔著作権分科会〕

第43回(2月29日)が開催され、椎名和夫芸団協常務理事が委員として出席。上記三つの各小委員会から審議経過の報告が行われた。

マレーシア知的財産公社の職員が来訪

3月16日から18日までの3日間、マレーシア知的財産公社より著作権課課長及び職員の4名の訪問を受け入れ、集中管理制度に関する研修を行った。本研修は、マレーシアにおける集中管理制度の整備・強化を図ることを目的としている。

研修では、集中管理団体の運営におけ



る、組織運営、独立性、透明性の重要性等について、増山事務局長による説明のほか、徴収・分配実務、会計管理、委任管理、海外業務について各担当者から講義が行われ、多岐にわたる意見交換が行われた。

CPRAウェブサイトの一部リニューアル

CPRAウェブサイトのトップページをリニューアルした。これまでPDFのみ掲載されていた機関誌『CPRAnews』の記事の一部を、より読み易くするため、テキスト化した。今後は、オンライン限定の記事の更新も予定。

<http://www.cpra.jp/>

平成28年(2016年)熊本地震で、被災された皆さまに対して、心よりお見舞い申し上げます。安心な生活が一日も早く送れるよう、お祈り申し上げます。



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、文化を大切にする社会の実現を求め活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>

丸山ひでみ

芸団協CPRA運営委員

一般社団法人映像実演権利者合同機構(PRE)常務理事

本年3月、私が常務理事を務めますPREの代表理事に小野伸一が就任致しました。私がPREを知ったのは、委任者として登録したところからで、それから数年後、役員としてお声がかかりました。委任者の皆さんの権利を預かり、使用料を分配する大切な役割を持つ法人であることを肝に銘じ、役員を続けさせていただいています。

私事ですが、最近起きた出来事で、こんなことがありました。銀行へお金をおろしに行きましたが、何故かキャッシュカードが使えない(ゴミがついていただけでした)。何度も行くと怪しいと思われそうなので、窓口でおろすことにして、どうせならば纏めて少し多めおろすことにしました。窓口でお金を受け取ると同時に「少しお話があります。奥の部屋へ」と言われ、奥の部屋に行くと、「このお金の用途は?」と、聞かれました。何故??と思いながらも、用途を伝えると「本当ですか?お金を受け取る方へここから連絡して下さい」といわれ、支払先に連絡をして銀行は納得。その間、お金は自分の手元ではなく銀行の手元にあったのです。

話を聞けば、「おれおれ詐欺」にひっかかる人は、窓口でおろしてそのまま渡してしまうことが有るらしいのです(金額も詐欺にあいそうな金額のようでした)。最近自分の物を使うのにも、周辺に疑惑の目があると痛感!それは、他人の物を簡単に奪う人が居るからだと思います。他人の物はタダじゃない!まして奪うものではない!作品も同じでは?勝手に使ってはいけないし、勝手に使える環境を作ってはいけないと思います。この銀行のように慎重にすることも必要ですし、こうして聞かれなければ誰かの手によって詐欺にあう人もいます。

知らないうちに自分の物が使われてしまう...そうならないようにしなければ。最後に、銀行の慎重さは、お金を預かるものとして大事なことだと思います。

CPRA NEWS VOL.80 通巻80号 2016年5月1日発行
発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター(CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11F
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614
<http://www.cpra.jp>

